

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月10日

【四半期会計期間】 第96期第1四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）

【会社名】 京阪ホールディングス株式会社

【英訳名】 Keihan Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 加藤好文

【本店の所在の場所】 大阪府枚方市岡東町173番地の1  
大阪市中央区大手前1丁目7番31号（本社事務所）

【電話番号】 06（6944）2527

【事務連絡者氏名】 経営統括室 経理部長 城野教雄

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区有楽町1丁目10番1号 有楽町ビル内

【電話番号】 03（3213）4631

【事務連絡者氏名】 経営統括室 総務部 東京事務所長 依田武

【縦覧に供する場所】 京阪ホールディングス株式会社 本社事務所  
（大阪市中央区大手前1丁目7番31号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第95期 第1四半期 連結累計期間	第96期 第1四半期 連結累計期間	第95期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
営業収益 (百万円)	75,208	65,948	302,917
経常利益 (百万円)	9,675	8,026	30,335
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	6,965	7,557	22,636
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,435	7,989	19,294
純資産額 (百万円)	189,218	209,802	203,455
総資産額 (百万円)	660,342	678,493	679,631
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	12.96	14.10	42.20
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	14.10	42.20
自己資本比率 (%)	28.2	30.5	29.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等を含んでおりません。

3. 第95期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(運輸業)

京阪ライフサポート(株)は、全株式を譲渡したことにより、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間につきましては、当社グループでは、各事業にわたり積極的な営業活動を行って業績の向上に努めました結果、営業収益は659億4千8百万円（前年同期比92億5千9百万円、12.3%減）、営業利益は83億3千3百万円（前年同期比17億3千1百万円、17.2%減）となり、これに営業外損益を加減した経常利益は80億2千6百万円（前年同期比16億4千9百万円、17.1%減）となりました。さらに、これに特別損益を加減し、法人税等及び非支配株主に帰属する四半期純利益を控除した親会社株主に帰属する四半期純利益は75億5千7百万円と、前年同期に比較して5億9千1百万円（8.5%）の増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### 当第1四半期連結累計期間のセグメント別の状況

	営業収益			営業利益		
	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減率	前第1四半期 連結累計期間	当第1四半期 連結累計期間	増減率
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
運輸業	23,975	23,650	1.4	4,107	3,884	5.4
不動産業	23,128	14,010	39.4	3,937	2,779	29.4
流通業	24,101	24,479	1.6	579	535	7.6
レジャー・サービス業	7,619	7,541	1.0	1,228	1,260	2.6
その他の事業	474	488	2.9	55	25	55.2
計	79,299	70,169	11.5	9,909	8,485	14.4
調整額	4,091	4,220	-	156	152	-
連結	75,208	65,948	12.3	10,065	8,333	17.2

#### 運輸業

鉄道事業におきましては、伏見稲荷大社の参拝者数増加など京都方面観光客数が前年に引き続き増加した結果、旅客運輸収入が堅調に推移いたしました。

しかしながら、平成29年4月26日、京阪ライフサポート(株)の全株式を関西電力(株)及び(株)関電セキュリティ・オブ・ソサイエティに譲渡し、老人福祉・介護事業から撤退したことなどにより、運輸業全体の営業収益は236億5千万円と、前年同期に比較して3億2千5百万円（1.4%）の減収となり、営業利益は38億8千4百万円と、前年同期に比較して2億2千3百万円（5.4%）の減益となりました。

#### 不動産業

不動産販売業におきましては、「京阪東ローズタウン」「ローズブレイス瀬田唐橋」などの土地建物を販売いたしました。また、マンションでは、「ザ・レジデンス東三国」「神戸ハウス北野」「ファインシティ甲子園」などのほか、札幌エリアを中心とした北海道におきましても積極的な事業展開に努め、「ファインシティ札幌ザ・タワー大通公園」「円山ザ・レジデンス」などを販売いたしました。

不動産賃貸業におきましては、積極的な営業活動を展開し、既存の賃貸ビルの稼働率向上に努めました。

しかしながら、前年同期に大口マンションの引渡しがあった反動などにより、不動産業全体の営業収益は140億1千万円と、前年同期に比較して91億1千7百万円（39.4%）の減収となり、営業利益は27億7千9百万円と、前年同期に比較して11億5千7百万円（29.4%）の減益となりました。

#### 流通業

ショッピングモールの経営におきましては、「京阪モール」が前連結会計年度に実施したりニューアル効果で好調に推移いたしましたほか、平成29年4月14日に「KYOTO TOWER SANDO（京都タワー サンド）」を開業するなど、収益力の強化を図りました。

ストア業におきましては、前連結会計年度に開業した「フレスト長尾店」「MUJ I c o m クリスタ長堀店」などが通期で寄与いたしましたほか、平成29年4月26日に「SWEETS BOXシャポー船橋店」を出店するなど、積極的な店舗展開に努めました。

これらの結果、流通業全体の営業収益は244億7千9百万円と、前年同期に比較して3億7千7百万円（1.6%）の増収となりましたが、経費が増加したことなどにより、営業利益は5億3千5百万円と、前年同期に比較して4千4百万円（7.6%）の減益となりました。

#### レジャー・サービス業

ホテル事業におきましては、各ホテルにおいて積極的な営業活動を展開し、ビジネス需要や国内外からの観光需要の取込みによる稼働率の向上及び収益力の強化に努めました。

しかしながら、ホテルの競争激化などにより、レジャー・サービス業全体の営業収益は75億4千1百万円と、前年同期に比較して7千8百万円（1.0%）の減収となりましたが、経費の削減などにより、営業利益は12億6千万円と、前年同期に比較して3千2百万円（2.6%）の増益となりました。

#### その他の事業

その他の事業全体の営業収益は4億8千8百万円と、前年同期に比較して1千3百万円（2.9%）の増収となり、営業利益は2千5百万円と、前年同期に比較して3千万円（55.2%）の減益となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様のご全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的などからみて企業価値ひいては株主ご共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主ご共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させていくためには、鉄道事業を基幹としたライフステージネットワークを展開するなかで培ってきたお客さま、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会をはじめとするステークホルダーとの良好な信頼関係の維持・強化、経営陣と従業員による経営理念・公共的使命・経営ビジョンの共有及び経営の品格の向上、多くのお客さまの人命を預かる鉄道事業をはじめとする極めて公共性の高い事業を営む企業グループとして必要とされる、安定的な経営基盤の確立、鉄道事業を支える設備・人材・技術などに対する深い理解、安全対策をはじめとする中長期的な視点に立った設備投資、日々の安全輸送を完遂するための安全マネジメントや従業員の教育訓練、及び安全・安心の確保を最優先する企業風土づくりの継続的な推進、鉄道事業と各事業の有機的な連携による相乗効果の発揮と京阪エリアの魅力向上により、京阪ブランドを醸成してこれを新たな事業展開の原動力とし、グループの総合力を最大限発揮していくための手法や発想の蓄積が不可欠であり、これらこそが当社の企業価値の源泉であると考えております。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益は損なわれることとなります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

企業価値向上のための取組み

京阪グループを取り巻く社会・経済環境の変化に機敏に対応していくため、京阪グループは、次の100年に向けた「第2の創業ステージ」に立ち、創業の精神を基点に次の世代に必要とされ社会に貢献する商品、サービス、そして自らの在り様を果敢に創造する新たなチャレンジとして、京阪グループ中期経営計画「創生果敢」（平成27～29年度）（以下「本計画」といいます。）を推進しております。

本計画の概略は次のとおりであります。

1. 基本方針

京阪グループ第2創業ステージでの挑戦「創生果敢」

京阪グループは、創業以来一世紀にわたり育み守ってきた「安全・安心」の基盤をさらに強固にすると同時に、人口減少など厳しい経営環境に直面するなかで、創業の精神に立ち返り、社会の変化に機敏に対応して京阪グループ事業の質的向上を図り、過去の延長上から飛躍する新たな第一歩を踏み出す挑戦を開始します。

## 2. 主軸戦略

### (a) 「観光創造」で新たな成長

年間5,000万人を超える観光客を迎える「京都」を沿線に持つ京阪グループは、その観光コンテンツ創造に注力し、京都への来訪・再訪を促進して沿線の成長を図ります。また、急伸する訪日外国人旅行者をターゲットとしたサービス・ラインナップの充実を図り、大阪・京都をはじめとする周辺エリアを含めたインバウンド市場の成長を京阪グループに取り込みます。

### (b) 京阪沿線を新しくデザインする「沿線再耕」

高度成長期に急速に発展した京阪沿線は更新期を迎えていることから、駅を中心に沿線の「くらしの価値」を高めることに主眼を置いて新しく沿線をデザインする、ハード・ソフトの統合戦略として「沿線再耕」を展開します。

### (c) 「くらしの価値」を高めるコンテンツの創造

お客さまのライフスタイルや求められる価値が変化する今日、理念を共有できる他企業・異業種との積極的な連携により「くらしの価値」を高める新たなコンテンツを創造し、コア事業である鉄道をはじめとするインフラ事業との相乗効果を高めます。特に、「健康的で美しくクオリティの高い生活」の実現と循環型社会に寄与するライフスタイル「バイオスタイルBIOSTYLE」をテーマとした新たなコンテンツの創造に取り組みます。

### (d) 「確固たるグループ経営」のスタイル確立

持株会社体制へ移行し、運輸、不動産、流通、レジャー・サービスの4コア事業の競争力強化や事業拡大、新たな事業の創出など、確固たるグループ経営のスタイルを確立します。

## 3. 経営基盤の強化

### (a) 「鉄道復権」に向けた間断なき鉄道活性化施策の推進

将来に繋がる基盤を構築することにより、旅客運輸収入の減少に歯止めをかけ、「鉄道復権」をめざします。

### (b) グループの成長エンジンとしての不動産業

短期回転型販売事業を継続するとともに、賃貸事業で培ったノウハウを活かして主軸戦略に寄与し、沿線内外においてグループの成長エンジンとしての役割を果たします。

### (c) 「まち」と「くらし」の価値を高める流通業

「沿線再耕」及び「観光創造」に商業コンテンツを供給し、沿線を中心に「まち」と「くらし」の価値を高めるとともに、商業施設事業の沿線外での展開を推進します。

### (d) 「観光創造」を担うホテルとレジャー事業

「観光創造」に向けたホテル開発及び観光ルートの魅力向上を推進します。また沿線外も含めホテルの多店舗展開に向けた基礎固めとして既存ホテルのハード・ソフト両面での完成度向上を図り、出店拡大をめざします。

## コーポレート・ガバナンスの強化

当社においては、経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため、当社の監査等委員でない取締役の任期を1年としております。

さらに、現在、当社の取締役13名のうち5名は独立性を有する社外取締役を選任しております。社外取締役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成24年6月19日開催の第90回定時株主総会においてご承認をいただき更新した当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新する（以下、「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）ことを、平成27年4月30日開催の取締役会において決定し、これについて、平成27年6月17日開催の第93回定時株主総会においてご承認をいただいております。本プランの内容は次のとおりであります。

## 本プランの目的

本更新は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って行われたものであります。

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うことなどを可能とすることを目的としております。

## 手続の設定

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合及びその特別関係者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、こうした場合に上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容などの検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言などを記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等や当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案などが、独立性の高い社外者のみから構成される企業価値委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。企業価値委員会は、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示する代替案の検討、買付者等との協議・交渉などを行います。

## 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

企業価値委員会は、買付者等による買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合や、当社の企業価値・株主の皆様への共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合などにおいて、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。かかる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で会社が別途定める金額を払い込むことにより行使し、当社株式1株を取得することができ、また、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使が原則として認められないとの行使条件及び当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに原則として本新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、企業価値委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施などの決議を行うものとします。ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合には株主の皆様意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関して株主の皆様意思を確認することができるものとされており、この場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会の決議に従い、決議を行うものとします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしております。

本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様へに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従って本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権の行使手続を行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります（ただし、当社が当社株式の交付と引換えに本新株予約権の取得を行った場合には、株式の希釈化は生じません。）。

## 本プランの有効期間及び廃止

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、第93回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

ただし、有効期間の満了前であっても、(i)当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、(ii)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(4)取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

基本方針の実現に資する特別な取組み(上記(2))について

本計画をはじめとして、上記(2)に記載した取組みは、当社の経営理念や公共的使命を背景に、引き続き当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上を図るために策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(上記(3))について

本更新は、上記(3) 記載のとおり、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として行われたものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本更新は、株主総会において株主の皆様の承認を得て行われたものであること、その内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみによって構成される企業価値委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず企業価値委員会の判断を経ることが必要とされていること、一定の場合には、本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することとされていること、企業価値委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を受けることができるとされていること、本プランの有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間に新たに確定した主要な設備の新設計画は、次のとおりであります。

セグメント の名称	会社名・工事件名	投資予定額		着手年月	完了予定 年月
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		
運輸業	(京阪電気鉄道株) 京阪線鉄道車両(13000系)14両新造	1,692	0	平成29.4	平成30.5



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,595,886,000
計	1,595,886,000

(注)平成29年6月20日開催の第95回定時株主総会において、株式併合に係る議案(普通株式5株につき1株の割合で併合)が承認可決されたため、同年10月1日をもって当社の発行可能株式総数は、1,276,708,800株減少し、319,177,200株となります。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	565,913,515	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	565,913,515	同左	-	-

(注)平成29年6月20日開催の第95回定時株主総会において、株式併合に係る議案(普通株式5株につき1株の割合で併合)が承認可決されたため、同年10月1日をもって当社の発行済株式総数は、理論上、113,182,703株となります。また、当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、同年10月1日をもって当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議しております。

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	-	565,913	-	51,466	-	12,868

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成29年6月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 29,912,000	-	単元株式数1,000株
完全議決権株式(その他)(注)	普通株式 532,605,000	532,605	同上
単元未満株式	普通株式 3,396,515	-	-
発行済株式総数	565,913,515	-	単元株式数1,000株
総株主の議決権	-	532,605	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式3,000株(議決権3個)が含まれております。

【自己株式等】

(平成29年6月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
京阪ホールディングス 株式会社	大阪市中央区大手前1丁 目7番31号	29,912,000	-	29,912,000	5.29
計	-	29,912,000	-	29,912,000	5.29

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	18,372	16,166
受取手形及び売掛金	25,760	19,643
有価証券	70	121
販売土地及び建物	99,541	105,545
商品	1,878	1,855
繰延税金資産	2,670	2,743
その他	9,970	11,367
貸倒引当金	609	614
流動資産合計	157,655	156,828
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物(純額)	198,409	196,537
機械装置及び運搬具(純額)	16,575	16,632
土地	222,847	225,438
建設仮勘定	10,623	9,008
その他(純額)	8,464	8,168
有形固定資産合計	456,920	455,785
<b>無形固定資産</b>	8,044	8,611
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	38,229	38,318
長期貸付金	682	775
繰延税金資産	7,209	7,043
退職給付に係る資産	266	328
その他	10,843	11,009
貸倒引当金	219	207
投資その他の資産合計	57,011	57,267
固定資産合計	521,976	521,664
資産合計	679,631	678,493

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,248	10,472
短期借入金	65,363	66,005
1年内償還予定の社債	45	45
未払法人税等	5,990	1,367
前受金	6,979	7,958
賞与引当金	2,630	1,224
商品券等引換損失引当金	508	533
その他	43,450	37,153
流動負債合計	136,217	124,761
固定負債		
社債	90,191	90,186
長期借入金	158,938	165,255
長期末払金	685	649
繰延税金負債	11,236	11,367
再評価に係る繰延税金負債	33,168	33,168
役員退職慰労引当金	437	381
退職給付に係る負債	20,011	19,726
その他	25,289	23,193
固定負債合計	339,959	343,929
負債合計	476,176	468,690
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	51,466	51,466
資本剰余金	28,782	28,783
利益剰余金	98,392	103,767
自己株式	21,580	21,576
株主資本合計	157,060	162,440
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,266	11,407
土地再評価差額金	35,584	36,157
為替換算調整勘定	2	0
退職給付に係る調整累計額	3,338	3,193
その他の包括利益累計額合計	43,509	44,372
新株予約権	27	17
非支配株主持分	2,857	2,972
純資産合計	203,455	209,802
負債純資産合計	679,631	678,493

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
営業収益	75,208	65,948
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	56,071	48,313
販売費及び一般管理費	9,072	9,302
営業費合計	65,143	57,615
営業利益	10,065	8,333
営業外収益		
受取利息	14	18
受取配当金	405	466
雑収入	208	183
営業外収益合計	628	668
営業外費用		
支払利息	750	626
持分法による投資損失	6	10
雑支出	260	337
営業外費用合計	1,017	975
経常利益	9,675	8,026
特別利益		
関係会社株式売却益	-	3,164
補助金	242	175
固定資産売却益	0	22
特別利益合計	242	3,361
特別損失		
固定資産除却損	74	164
固定資産圧縮損	94	29
特別退職金	26	-
減損損失	4	-
その他	8	8
特別損失合計	208	201
税金等調整前四半期純利益	9,709	11,186
法人税、住民税及び事業税	3,256	3,417
法人税等調整額	648	85
法人税等合計	2,608	3,503
四半期純利益	7,101	7,682
非支配株主に帰属する四半期純利益	136	125
親会社株主に帰属する四半期純利益	6,965	7,557

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	7,101	7,682
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	493	158
土地再評価差額金	2,087	-
退職給付に係る調整額	1,084	145
持分法適用会社に対する持分相当額	-	2
その他の包括利益合計	3,665	306
四半期包括利益	3,435	7,989
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,302	7,845
非支配株主に係る四半期包括利益	132	143

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

京阪ライフサポート(株)は、全株式を譲渡したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しておりません。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

下記の連結会社以外の会社の借入金に対して保証予約を行っております。

保証予約

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
中之島高速鉄道(株)	23,957百万円	中之島高速鉄道(株)	23,786百万円
(株)文化財サービス	115		
(株)はちけんや	5		
計	24,077	計	23,786

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
減価償却費	4,515百万円	4,664百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	1,625	3.0	平成28年3月31日	平成28年6月20日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,608	3.0	平成29年3月31日	平成29年6月21日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	不動産業	流通業	レジャー・サービス業	その他の事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
営業収益								
外部顧客への営業収益	23,422	19,879	24,002	7,608	294	75,208	0	75,208
セグメント間の 内部営業収益又は振替高	553	3,248	99	10	180	4,091	4,091	-
計	23,975	23,128	24,101	7,619	474	79,299	4,091	75,208
セグメント利益	4,107	3,937	579	1,228	55	9,909	156	10,065

(注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない当社の損益であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	運輸業	不動産業	流通業	レジャー・サービス業	その他の事業	合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
営業収益								
外部顧客への営業収益	23,084	10,744	24,366	7,456	295	65,947	1	65,948
セグメント間の 内部営業収益又は振替高	565	3,265	112	85	193	4,221	4,221	-
計	23,650	14,010	24,479	7,541	488	70,169	4,220	65,948
セグメント利益	3,884	2,779	535	1,260	25	8,485	152	8,333

(注)1. セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない当社の損益であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

事業分離

当社は、平成29年4月11日付の株式譲渡契約に基づき、平成29年4月26日に連結子会社である京阪ライフサポート㈱の全株式を譲渡いたしました。

1. 事業分離の概要

(1)分離先企業の名称

関西電力㈱

㈱関電セキュリティ・オブ・ソサイエティ

(2)分離した事業の内容

訪問介護事業、通所介護事業、有料老人ホーム事業

(3)事業分離を行った主な理由

当社グループは、平成28年4月1日に持株会社体制に移行し、観光創造、沿線再耕及びコンテンツ創造を主軸戦略に据え、「グループ事業の横断的戦略の実行」、「新たなビジネスモデルの創出」、「経営資源の効率的配分」を推進しております。

そのような中、社会の変化に機敏に対応して当社グループ事業の質的向上を図っていくため、経営資源の最適配分及びグループ間でのシナジーを総合的に勘案し、介護事業については、同事業の更なる充実を図っている関西電力グループに引き継いでいただくことが、結果的には将来にわたる沿線価値の向上にも資する最適な方法であるとの結論に至りました。

(4)事業分離日

平成29年4月26日

(5)法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1)移転損益の金額

関係会社株式売却益 3,164百万円

(2)移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産 684百万円

固定資産 3,885百万円

資産合計 4,570百万円

流動負債 1,613百万円

固定負債 3,242百万円

負債合計 4,855百万円

(3)会計処理

京阪ライフサポート㈱の連結上の帳簿価額と売却額との差額を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメント

運輸業

4. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

当第1四半期連結累計期間の期首をみなし売却日として事業分離を行っており、当第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書には分離した事業に係る損益は含まれておりません。

## ( 1株当たり情報 )

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	12円96銭	14円10銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	6,965	7,557
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純利益金額(百万円)	6,965	7,557
普通株式の期中平均株式数(千株)	537,422	536,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	14円10銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	38
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	-	-

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## ( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年8月10日

京阪ホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高田 康弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている京阪ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、京阪ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。